

| | |
|---|-----------------------------|
| 会議の名称 | 令和5年度第2回八雲町介護保険事業運営委員会 |
| 日時 | 令和5年12月25日（月） 13時30分～14時20分 |
| 場所 | 八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・第2会議室 |
| 出席者 | 委員17名（欠席2名）、随行者1名、傍聴者0名 |
| 会議の処理、てん末 | |
| ○令和5年度第2回介護保険事業運営委員会 | |
| 1. 開会宣言 | |
| ○保健福祉課長より | |
| 2. 町長挨拶 | |
| ○町長より開催にあたっての挨拶 | |
| 3. 議題 | |
| ○会長より | |
| <p>本日の会議の審議内容につきましては、八雲町情報公開条例に規定する非公開情報が含まれておりませんので全部公開とし開催したいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p>《異議なしの声》</p> | |
| (1) 協議事項 | |
| ①八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（骨子案）について | |
| ○事務局より | |
| <p>保健福祉課の長谷川と申します。それでは、わたくしの方からご説明させていただきたいと思いますが、まずは事前配付したお手元の資料についての確認と配付資料の差し替えのお願いをさせていただきたいと思います。</p> <p>あらかじめ配付しておりました「第2回八雲町介護保険事業運営委員会」という表紙の裏面に記載しております「会議次第」の「3の（1）」につきまして、「報告事項」となっておりましたが、「協議事項」の誤りでしたので、本日机上配付した資料に差し替えしていただきたいと思います。</p> <p>また、同じく事前配付しておりました《参考資料》につきましては、総人口や被保険者数の推計人数を記載したものでしたが、これに加えて各種割合等も追記したものへと変更させていただきたいと思いますので、お手数をお掛けしますが、これにつきまして差し替えのほどお願いいたします。大変申し訳ございません。</p> <p>そのほかの資料についての確認ですが、お手元に「第9期介護保険事業計画の骨子案」という冊子と「別紙1 介護保険制度に係る国の動向について」という1枚ものの両面資料、「別紙2 第1号被保険者の介護保険料について」という1枚ものの両面資料、そして、本日机上に追加配付しました「◎その他 八雲町介護保険事業所合同説明会を開催しました」という片面資料があることをご確認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> | |
| <p>それでは、会議次第の3の（1）協議事項の「①八雲町高齢者保健福祉計画・第</p> | |

9期介護保険事業計画（骨子案）について」ですが、本題に入る前に別紙1「介護保険制度に係る国の動向について」と書かれた資料からご説明したいと思います。

座ってご説明させていただきます。

この資料は介護保険制度発足から、これまでの改正の主なポイントを簡単に記載したものでありますが、高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的に始まった介護保険制度は、第1期（平成12年度）の制度発足当初は利用者負担1割、介護の認定区分は「要支援」及び「要介護1～5」の6区分でしたが、第3期（平成18年度）より「要支援」が「要支援1と2」の二区分に分かれ、現在の7区分へと変わりました。同時に、制度の持続可能性を基本視点とし、予防重視型のシステムへと転換し、要支援者への給付である「予防給付」が新たに創設され、また、市町村が実施する介護予防事業や包括的支援事業などの「地域支援事業」が創設され、地域包括支援センターの設置による地域中心の新たなサービス体系の確立が進められたほか、地域密着型サービスが創設された年でもありました。第5期（平成24年度）には、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるようにするため、医療・介護・予防・生活支援・住まいを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現が推し進められるようになり、第6期（平成27年度）には一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を2割へ引き上げたほか、低所得者保険料の軽減拡充など、負担公平化等が講じられました。

資料裏面の第7期（平成30年度）には、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する『介護医療院』という施設区分が新たに創設されたほか、介護保険制度の維持のため、2割負担の利用者のうち現役並み所得者に対して、利用者負担の割合を3割に引き上げるなどの改正がありました。

今回、第9期の計画策定にあたり、厚生労働省は諮問機関である社会保障審議会介護保険部会にて基本指針を示しており、その中で次のような【基本的な考え方】が示されております。

○1つ目に、次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を迎えること。

○2つ目に、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口のピークとなる令和22年を見通すと、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少することが見込まれていること。

○3つ目に、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を検討した上で計画を定めることが重要であること、などが示されております。

また、【見直しのポイント】といたしましては、

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の实情に応じたサービス基盤の整備

②在宅サービスの充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

①地域共生社会の実現

②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

これらが重要であると示されており、本計画の策定にあたっては、これらを踏まえた上で見直しを図ってまいらる次第であります。

続きまして、「八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（骨子案）」と書かれた冊子をご覧ください。

年明けに予定している第3回の運営委員会では計画素案の提案説明を予定しているところですが、それに先立ち、本日は計画の全体の骨組みとなる骨子案についてご説明させていただきたいと思っております。

なお、本計画の策定にあたっては、現行計画である第8期計画の全体構成を踏襲しつつ、進めてまいりたいと考えているところでございます。

まずは、1ページ目におきましては、第1章「計画策定にあたって」と題し、1つ目で「計画策定の趣旨」を謳っております。さきほど別紙1でご説明しました介護保険制度の発足から、これまでの見直しの流れに触れたうえ、中段以降においては、高齢化の進行により八雲町においても令和7年度には後期高齢者が3千人を超える推計であること、後期高齢化率が22%に近づくことが予想される中、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、国が令和元年に策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえつつ、地域包括ケアシステムの深化を進めていく必要があることを記載しております。さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度には、現役世代人口の割合が減少することが予想されることから、社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命の延伸、医療・福祉サービス改革への取り組みが求められている点についても記載しております。現行の第8期計画については、令和6年3月末をもって計画期間が満了することから、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらなる地域包括ケアシステムの推進を図るため、第9期計画を定めるものとなっております。

次のページをお開きください。2ページ目の「2 計画の根拠法と位置付け」ですが、本計画は「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画、並びに「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定するものであり、同時に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進計画を併せ持つものであることが記載されております。

同じく2ページ目の中段、「3 関連計画との関係」におきましては、本計画は平成30年度から令和9年度を計画期間と定める「第2期八雲町総合計画」を上位計画としていること、そして、国の指針及び町の関連計画との整合性に配慮しつつ

策定することを記載しております。

3 ページ目の「4 計画期間」についてですが、本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3か年計画であること、団塊世代が全員75歳以上となる令和7年度を迎えること、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えて計画策定することが記載されています。

中段にあります「5 計画の策定体制」につきましては、高齢者福祉の担当部門である町保健福祉課を中心として計画の評価・見直しを行うとともに、前回の委員会でご説明したアンケート調査の結果を踏まえて計画を策定することのほか、審議体制として本委員会の位置づけについて記載しております。

次のページをお開きください。4 ページ目となりますが、「6 北海道との連携」につきましては、介護サービスの広域的調整や地域医療構想との整合性、また、各種情報共有を図りつつ北海道と連携していくことを記載しております。

次の「7 日常生活圏域の設定」においては、現行第8期計画同様に合併前の旧八雲町と旧熊石町の両地域をそれぞれ日常生活圏域として設定することを記載しております。

5 ページ目以降につきましては、現在、素案の作成に向けて当保健福祉課を中心に検討しているところでありますが、本骨子案においては、主な項目、そして「※印」で記載する予定の内容を表示しております。

第2章は「高齢者を取り巻く状況」と題しており、「1 総人口及び世帯の動向」では、八雲町の総人口や高齢者人口等の推移、世帯数の推移など、最新の統計情報からみえる八雲町の状況を記載します。「2 日常生活圏域別の人口動向」は、日常生活圏域である八雲地域及び熊石地域の最新の人口及び高齢者人口、高齢化率などを記載します。「3 介護保険事業の実施状況」は、第8期計画期間における介護保険事業の計画値と実績値を比較しつつ記載します。項目としましては、被保険者と要介護認定者の推移、要介護認定率と要介護度の推移、サービス別給付費の状況などを記載する見込みです。「4 アンケート調査結果」につきましては、前回の委員会においてご説明した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について記載するほか、調査結果からみえる八雲町の状況及び課題を記載します。

なお、これら各種データの表示においては、グラフを用いて表示するなど分かりやすい表現に心がけたいと思います。

次のページをお開きください。6 ページ目は、第3章「計画の基本的な方向」としてあります。中でも「1 将来像」につきましては、現行の第8期計画において掲げている将来像である『未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！活力ある85歳』を引き続き継承し、掲げる考えでございます。これから策定しようとしております第9期介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度を計画期間としているところであり、本計画の上位計画に位置する「第2期八雲町総合計画」の計画期間内にありますことから、当該総合計画の目指す方向性との調和を保つ観点からも、引き続き同じ将来像を掲げた計画として継続してまいりたいと考えております。

続く「2 基本目標」に関しましても将来像同様の考え方から大きく変更せずに継続していく方向性としており、「いつまでも現役で活躍できるまち」「高齢者が安心して暮らせるまち」「高齢者と地域がともに支え合うまち」の3つを掲げることで、将来像の実現を目指すものであります。

「3 計画の体系」につきましては、ただいま申し上げた「1 将来像」「2 基本目標」を軸に施策の方向性や取り組みを体系図として図示したうえで記載いたします。

7ページ目におきましては、第4章「施策の展開」としており、各基本目標の実現に向けて、具体的な施策の推進内容や、必要に応じた見込値や目標値などを現状に即して記載します。

次のページをお開きください。8ページ目は、第5章「第9期介護保険事業計画」としており、保険料を算出するためのプロセスや、人口・被保険者数・要介護認定者数、そしてサービス見込量等の各種推計値など、必要なデータをグラフとともに記載するほか、第9期計画期間中の介護保険料の算定について記載します。なお、このページ中の※印の記載が一部誤っており、「第9期介護保険計画を算出するためのプロセス…」ではなく「保険料を算出するためのプロセス…」が正しい表記でありますので口頭で訂正させていただきます。申し訳ございません。

9ページ目につきましては、第6章「計画の推進と評価」としており、計画の推進や評価を行うための具体的な方法や取り組みなどを記載したいと思っております。

骨子案に関する説明といたしましては、以上となりますが、当該骨子案の8ページ目の介護保険料に関連し、一部情報提供させていただきたいと思っております。

お手元の資料のうち、別紙2をご覧ください。

「第1号被保険者の介護保険料について」と題した資料となりますが、一つ目として、国による保険料負担の見直しにつきまして、本資料作成時点の情報をお伝えしたいと思っております。

介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げ等について検討を行うことが適当であるとして、国の社会保障審議会介護保険部会において審議しており、本年末までに結論を得るとされております。

資料の裏面をご覧くださいと思いますが、この資料は国が作成した資料をそのまま抜粋し掲載したものとなっておりますが、現行制度においては第1号被保険者の介護保険料の所得段階は、国の標準として9段階に分かれており、左側が低所得層である第1段階、中央にある第5段階が基準となり、右側に向かって高所得層の第9段階となっております。現在、国で審議しているのは、高所得層である第9段階目をさらに細分化し、段階的に乗率を引き上げて負担能力に応じた保険料に見直すとともに、その引き上げ分によって生じた保険料を第1から第3段階までの層へ充当することで、所得の低い方の保険料上昇を抑制するというものであります。

現在、八雲町の保険料の段階区分は国の標準と同じ9段階としているところであり、このたびの国の審議結果によっては、国と同様に9段階目を細分化する必要が生じることとなります。なお、八雲町においては第9段階に属する被保険者の全体に対する構成比率は約5.1%程度となっております。

二つ目として、介護保険料基準額についてお伝えしたいと思います。表面へお戻りください。

介護保険料の基準額、現行制度でいう第5段階の保険料は、計画期間3か年の保険給付費等のうち第1号被保険者が負担すべき部分（保険給付費の約23%）を第1号被保険者数で割ることにより算定することとなります。今後、最新の要介護認定者数や給付実績等のデータを反映するとともに、国による介護報酬改定や第1号保険料負担の在り方の検討結果を踏まえて最終的な推計を行うこととなり、なおかつ、介護給付費準備基金の取り崩しなども含めて検討し、第9期の介護保険料を算定し、計画へ記載することになります。

参考までに、直近の保険料基準額の月額推移を表示していますが、現在、八雲町においては第8期の保険料基準月額が5,500円となっております。本年11月末時点で試算した保険料推計によると、基準月額は6千円台後半になると試算しておりますが、基金の取り崩しなどにより基準月額を6千円台の中盤から前半台に抑えたいと考えております。

最後にもう1点、配付した資料のうち《参考資料》についてですが、令和5年11月末時点における「八雲町の総人口・被保険者数・要介護支援認定者数の推計」について記載しております。令和3年、4年は実績値ですが、令和5年以降については、総人口に関しては資料作成時点において公表されていた国立社会保障・人口問題研究所の推計結果から、また、被保険者数は人口構成等も踏まえた推計となっており、要介護支援認定者数については、直近の認定状況等に基づく認定率などにより推計したものであります。このことから、今後、変更となる可能性はありますが、現時点における人口等推移の参考値としてお知らせするものです。

この資料からも見えるように、八雲町の総人口は年々減少の一途をたどっている反面、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合や75歳以上の後期高齢者の割合は増加基調であり、それに伴い生産年齢人口は減少していくこととなります。そして、要介護支援認定者数に関しては増加傾向を示していることから、保険給付費の増加に比例し保険料負担が増加していくことも予測されるような状況であることがわかります。

以上、簡単ですが計画骨子案等の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員より

第9期見直しのポイントとして記載されている「介護事業所間、医療・介護間で

の連携」について、どのような見直しになるのか。

○事務局より

見直しのポイントは国から提示されている内容であり、八雲町は大都市と比較して介護事業所・医療機関での連携はできていると考えている。一方で、今後医療と介護両方の支援が必要となる方は増加すると想定されるため、より一層連携の強化を進めていきたいと考えている。

○委員より

介護事業所の人材不足について、より一層保険者からの支援が必要である。

○事務局より

介護人材の確保が課題であることは認識している。今後も介護事業所と連携しながら対策を行う方針である。

○委員より

高齢者の移動手段を充実させることについて、計画に盛り込む予定はないか。

○事務局より

寝たきりの方等が利用する移送サービスや福祉タクシーについては現在も事業があるが、全体の移動手段となると広範囲な分野の事業になるため、介護保険事業計画に盛り込む予定はないが、現在別の協議会において検討が続けられている。

○委員より

福祉タクシーの助成に関して、市街地に居住している場合とそうでない場合で一度の往復でかかるタクシー料金が全く異なる。助成額の見直しが必要ではないか。

○事務局より

以前から課題とされているが、町内の居所によって給付額を変えることは難しい。移動手段の確保については、福祉タクシーだけでは解決できない課題でもあり、町内の公共交通については町として継続して検討していく。

4. その他

○事務局より

保健福祉課介護保険係の中島と申します。

私の方から、12月16日土曜日、シルバープラザにて行われました「八雲町介護保険事業所合同説明会」についてご報告いたします。配布しております資料「その他」をご覧ください。本説明会は、介護事業所への就職希望者・学生、介護の職場に関心のある方などを対象に、介護の仕事の魅力や実際の現場での仕事内容などの情報提供を行い、介護事業者との面会の機会を設け、就労へ向けての足掛かりを提供するため開催いたしました。参加法人は立栄会、きずな会、八雲町社会福祉協議会、溪仁会の4法人で、それぞれの法人から事業所の紹介と、仕事内容について10分程度プレゼンテーションを行った後、法人ごとのブースで個別面談を行いました。説明会には一般の方5名が参加され、うち3名が個別面談へ参加されました。参加法人におかれましては、お忙しい中、ご参加いただきまして誠にありがとうございました。本説明会が人材確保の一助となりましたら幸いです。

私の方からは以上となります。

続きましてもう1点、次回の委員会の開催についてお知らせします。来年1月29日（月）に第3回介護保険事業運営委員会を開催し、計画の素案についてご審議いただきたいと考えております。本日の会議録の送付文とあわせ、次回委員会の開催案内文も同封する予定でおりますので、出欠のご報告について、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○委員より

質問・意見等なし

5. 閉会